

第五次熊本市子ども読書活動推進計画

《令和7年度～令和11年度》

令和7年3月

熊本市教育委員会

目 次

◆第1章 策定の趣旨	1
1 計画策定の背景	1
2 第四次計画の主な取組と課題	2
(1) 4つの基本方針ごとの取組	2
(2) 実績	5
(3) 現状	8
(4) 課題	12
◆第2章 計画の基本的な考え方	13
1 基本的事項	13
(1) 計画の位置づけ	13
(2) 計画の策定経過	13
(3) 計画の期間	13
(4) 計画の対象	13
2 基本理念	13
3 基本方針	14
4 子どもの読書活動推進体制	14
(1) 熊本市子ども読書活動推進会議の設置	14
(2) 熊本県立図書館や近隣市町等との連携・協力	14
5 第五次計画の成果指標	15
◆第3章 子どもの読書活動推進のための取組	16
[計画の体系図]	16
1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進	18
(1) 家庭における子どもの読書活動の推進	18
(2) 地域における子どもの読書活動の推進	19
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	21
2 学校図書館と市立図書館等の機能充実	24
(1) 学校図書館の機能充実	24
(2) 市立図書館等の機能充実	25
3 市民協働による子どもの読書活動の推進	28
(1) 市民協働による推進	28
4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進	29
(1) 広報・啓発活動の推進	29
◆指標一覧	30
◆資料	34

第1章 策定の趣旨

1 計画策定の背景

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

また、子どもたちが社会の様々な変化に向き合い、課題を解決していくための資質・能力を育むために読書活動は重要性が高まっています。

そのためには、社会全体で全ての子どもがあらゆる機会において読書活動が行えるよう積極的に環境を整備することが重要です。

平成13年、国において「子どもの読書活動推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき、施策の基本的な方向性と具体的な方策を示した※「子どもの読書活動に関する基本的な計画」が策定されました。

本市においては、これを受けて、平成17年（2005年）に「熊本市子ども読書活動推進計画」（平成17年度～21年度）を策定し、平成22年（2010年）に「第二次熊本市子ども読書活動推進計画」（平成22年度～26年度）、平成27年（2015年）に「第三次熊本市子ども読書活動推進計画」（平成27年度～令和元年度）、令和2年（2020年）に「第四次熊本市子ども読書活動推進計画」（以下、「第四次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動推進に取り組みました。

そこで、第四次計画の期間が、令和7年（2025年）3月末をもって満了となることから、これまでの成果と課題を踏まえ、これからの時代の変化に対応した、今後5年間にわたる子ども読書推進施策の基本方針と具体的な方策を明らかにする「第五次熊本市子ども読書活動推進計画」（令和7年度（2025年度）～11年度（2029年度））（以下「第五次計画」という。）を策定するものです。

※「子どもの読書活動に関する基本的な計画」策定年月

【平成14年（2002年）8月[第一次計画]、平成20年（2008年）3月[第二次計画]、平成25年（2013年）5月[第三次計画]、平成30年（2018年）4月[第四次計画]、令和5年（2023年）3月[第五次計画]】

2 第四次計画の主な取組と課題

第四次計画では、4つの基本方針を設定し施策を推進しました。

(1) 4つの基本方針ごとの取組

基本方針1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(家庭における子どもの読書活動の推進)

- ・乳幼児向けの良書を紹介した冊子「このほんよんで」を赤ちゃんのいる家庭へ配布
- ・子育て支援センター、市立幼稚園、市立保育園などへの「このほんよんで」掲載絵本の配置
- ・小学校低学年向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」の配布
- ・おはなしボランティアとの協働による乳幼児と保護者を対象とした読み聞かせ会の実施

(地域における子どもの読書活動の推進)

- ・子どもの発達段階に応じたおはなし会・紙芝居などの定期的な開催（図書館）
- ・身近な場所でのおはなし会等の行事の開催（公民館図書室）
- ・中高生向けの講演会やビブリオバトル（※1）等の開催（図書館）
- ・読書感想文コンクール指定図書の展示、おすすめ本の紹介（図書館・公民館図書室）
- ・学習に役立つ本の展示など季節やイベント等に応じた展示（図書館）
- ・入院している子どもへの支援として、病棟における絵本等の配架（図書館）
- ・公民館図書室への団体貸出により、子どもたちへより多くの本を提供（図書館）
- ・「図書館だより」「公民館だより」に新刊本・おすすめ本を掲載（図書館・公民館図書室）

(学校等における子どもの読書活動の推進)

- ・一斉読書活動などの読書を習慣づける活動
- ・学校図書館支援センターによる、図書物流システムの運営
- ・図書館を活用した「調べる学習」の取組
- ・学校へ行くことが困難な子どもたちへの取組
- ・学校図書館司書業務補助員を対象にした研修や図書館主任会の開催
- ・保護者やボランティアの協力による幼稚園・保育所での絵本の読み聞かせの開催
- ・小中学校での学校支援ボランティア等による読書活動推進活動
- ・夏休みなどの長期休業中の学校図書館の開放の推進

(学校図書館の機能充実)

- ・学校図書館図書標準（※2）達成に向けた計画的な図書購入と更新
- ・学校図書館支援センターによる図書物流システムの運営と学校図書館への助言
- ・小学校への「としょかんへおいでよ」掲載図書貸出
- ・子ども読書活動推進ホームページによる各学校での取組事例等の紹介

(市立図書館等の機能充実)

- ・図書館及び公民館図書室における児童書の充実
- ・外国語の絵本や児童書の収集
- ・指導者向け研究書の収集
- ・電子書籍コンテンツの充実
- ・学校の授業支援のための電子書籍の活用
- ・子どもカウンターにおける、読書相談、夏休みの自由研究、調べ学習などのレファレンス
- ・図書館ホームページの機能向上
- ・県立図書館の資料を市立図書館等の窓口から貸出・返却
- ・連携中枢都市圏構想に係る図書館サービスの相互利用

(※1) ビブリオバトル

自分が読んで好きになった本、おもしろいと思った本、みんなにも読んで欲しいと思った本を各自が持ち寄って集まり、本の面白さについて5分程度でプレゼンテーションを行い、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決める書評会のこと。

効果としては、ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができること、自ら本を選ぶ力、語る力が育つこと、読んでみたいと思える本に出会える機会が増えること等が挙げられる。

(※2) 学校図書館図書標準

公立義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として文部科学省が設定したもので、小学校、中学校、特別支援学校の学級数に応じて標準の蔵書冊数が示されている。

基本方針3 市民協働による子どもの読書活動の推進

(市民協働による推進)

- ・ボランティアと連携・協力したおはなし会や読み聞かせ等の実施
- ・ボランティア育成のための養成講座の実施
- ・おはなし会用品のボランティアへの貸出
- ・ボランティアと協働し、図書配架及び修理の実施
- ・ボランティアの技術向上を目的とした勉強会・研修会の開催、情報共有の体制の構築
- ・子育て支援センターや子育てサークル等の地域の団体が開催するおはなし会等へのボランティアの紹介
- ・地域文庫（※1）等への団体貸出
- ・おはなし会などの開催のために団体・ボランティアへ布絵本・エプロンシアター・大型絵本紙芝居などを貸出

基本方針4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

(広報・啓発活動の推進)

- ・「子ども読書の日（※2）」、「こどもの読書週間（※3）」に子どもを対象にした行事・イベントを開催
- ・職場体験・インターンシップ、施設見学の受入
- ・各施設の広報紙、ホームページ等による子どもに関する行事・イベント等の情報提供
- ・熊本市生涯学習情報システムの施設紹介一覧に、図書館・図書室を有する施設等、子ども向け本の貸出施設の情報を掲載

(※1) 地域文庫

自宅を開放したり団地の集会所などを借りて、子どもたちに本を貸し出したり、読み聞かせをしたりする団体及び個人のこと。

(※2) 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」で、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、4月23日を子ども読書の日と定めた。

(※3) こどもの読書週間

4月23日～5月12日の約3週間、公益社団法人読書推進運動協議会の主催で全国的に行われる年中行事。

(2) 実績

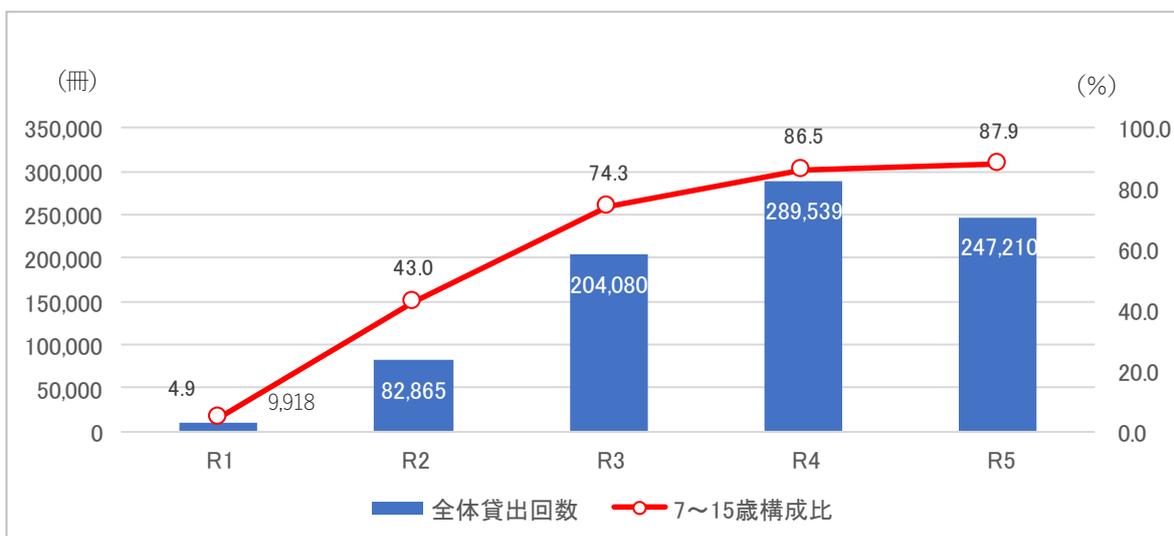
ア 電子図書館の利用促進

本市では、令和元年11月に電子図書館を開館しました。令和2年5月2日から学校の図書利用カードで電子図書館を利用できるよう制度を改め、令和4年1月1日から市内の全市立小中学校の児童・生徒に配付されているタブレット端末ホーム画面に熊本市電子図書館のアイコンを表示したことなどにより、児童・生徒の利用が増加し全体の8割以上を占めています。貸出冊数は全体で令和2年度82,865冊でしたが、翌年度以降は、その3倍近い利用がありました。なお、本市の取組は文部科学省において「電子図書館及び電子書籍を活用した子供の読書活動の取組事例」（令和3年3月）としても紹介されました。

年齢別利用状況（令和5年度 4月～3月）

	合計(冊)	構成比(%)	1歳当たり(冊)
0～6歳	452	0.18	65
7～9歳	42,864	17.34	14,288
10～12歳	143,756	58.15	47,919
13～15歳	30,633	12.39	10,211
16～18歳	725	0.29	242
19～29歳	2,477	1	225
30～39歳	6,052	2.45	605
40～49歳	7,388	2.99	739
50～59歳	6,512	2.63	651
60～69歳	4,341	1.76	434
70歳以上	2,010	0.81	-
合計	247,210	100	-

全体貸出冊数と7～15歳構成比の推移



イ 縣市連携図書貸出サービスの開始

新しい生活様式に対応した縣市図書館連携サービスの一つで、令和3年1月に新型コロナウイルス感染防止に配慮しつつ、利用者の利便性向上を図るため、市の図書搬送ネットワークに県立図書館を加え、市立図書館等において県立図書館蔵書の貸出・返却サービスを開始しました。利用について調べ学習や自由研究、レポートで貸出が見込まれる市内の中学校へ利用案内のチラシを配布し周知を行っています。

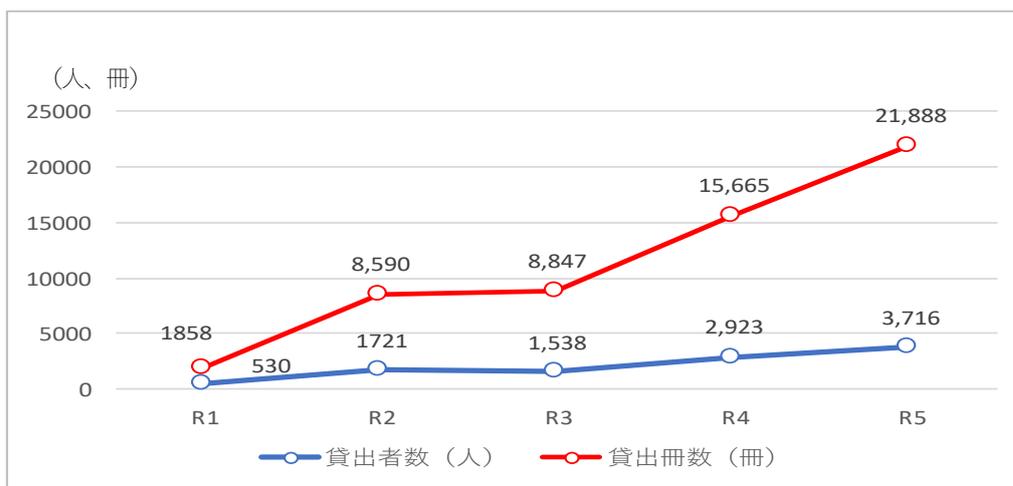
市立図書館等での県立図書館所蔵の貸出・返却冊数

	R2(1~3月)	R3	R4	R5
貸出冊数	723	2,132	2,427	2,708
返却冊数	1,899	6,239	8,264	9,730

ウ 近隣市町村との図書館相互利用の拡大

図書館の相互利用は、近隣市町村の住民が行政区域にとらわれず相互に利用しやすい図書館等を選択することができるほか、各図書館等が所蔵している郷土関係等の特色ある資料の貸出しが増え、有効利用が図られます。平成28年から開始し、令和元年度までに11市町村（御船町、山都町、西原村、玉東町、嘉島町、甲佐町、高森町、宇土市、南阿蘇村、大津町、菊池市）と協定を締結、新たに令和2年度以降4市町（山鹿市、玉名市、美里町、宇城市）と協定を締結し、利用の拡大に努め、子どもの読書活動推進にも寄与して参りました。令和5年度の他市町村民による熊本市の図書館児童書貸出冊数を比較すると、児童館を併設している城南図書館が最も多く利用されています。

熊本市民の利用状況



令和5年度 他市町村民の熊本市図書館児童書貸出冊数 (単位：冊)

本館	植木	とみあい	城南	プラザ
626	209	4,216	11,260	401

エ 学校図書館支援センター取組の充実

- ・小中学校に貸し出す図書「物語定期便」の更新【市内全134校（小92校、中42校）分16,080冊を令和3年度10年ぶりに入替】
- ・調べ学習用郷土資料・職業調べ・修学旅行ガイドブックセット等の充実、「ポプラディア（百科事典）セット」（令和3年度）、「SDGsセット」（令和4年度）の新規貸出開始
- ・新しい紙芝居セット、特別支援学級セットの追加（令和4年度）
- ・学校図書管理システムによる「おすすめ図書」の貸出開始（令和5年度～）
- ・あおば支援学校に司書業務補助員の配置及び学校図書管理システムによる相互貸借の開始（令和6年度）

図書配送冊数の推移 R1～R5

（単位：冊）

年度	物語定期便 (配送冊数)	リクエスト配送冊数			合計
		学校一学校 (配送冊数)	市立図書館一学校 (配送冊数)	計	
R1	85,698	15,855	5,955	21,810	107,508
R2	64,690	16,103	7,458	23,561	88,251
R3	41,846	17,269	9,252	26,521	68,367
R4	103,890	14,526	9,708	24,234	128,124
R5	92,971	16,157	10,204	26,361	119,332

オ 小中学校図書購入予算の拡充

小中学校を合計した図書購入予算について、平成26年度から令和4年度まで9年間の推移では、平成27年度の約5,202万円をピークに、熊本地震からの復旧・復興の整備を優先するなどして、年々減少していましたが、令和5年度に均等割を倍増して小中学校の図書購入予算を増額し、令和6年度には、寄附金を活用し、さらに増額しました。

（小中学校図書購入予算の拡充）

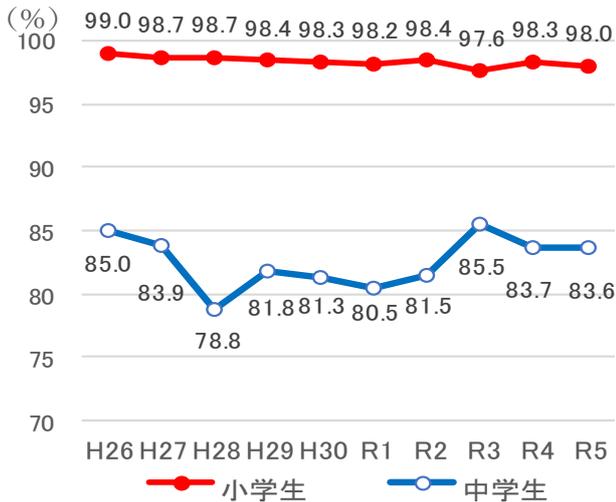


(3) 現 状

ア 成果指標、参考指標より

① 成果指標 1 か月間に1冊以上の本を読む子どもの割合 ※電子図書も含む

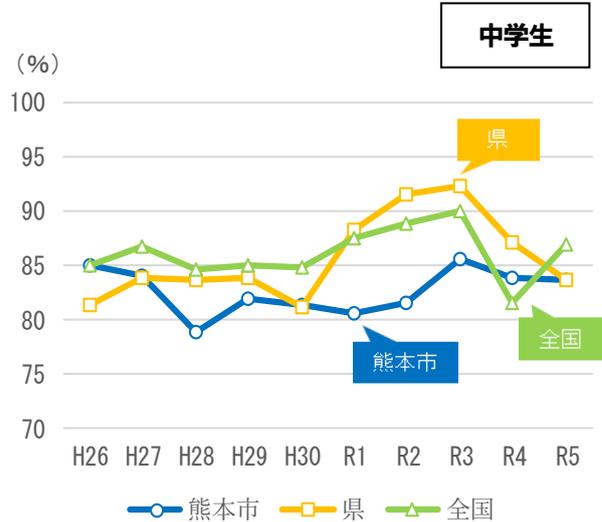
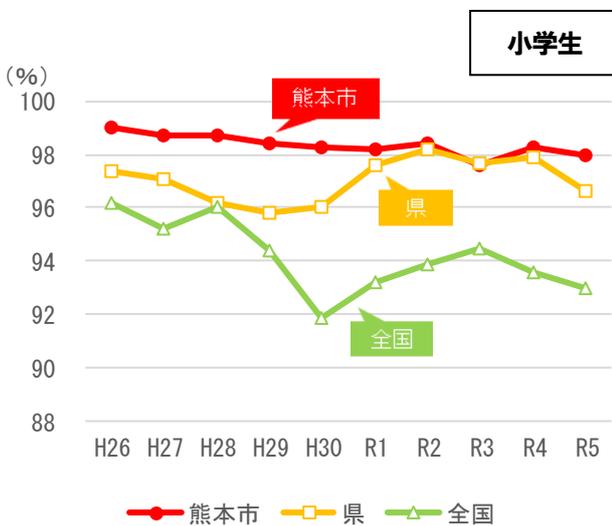
成果指標の「1 か月間に1冊以上の本を読む子どもの割合」について、小学生、中学生ともに、僅かに目標値に届きませんでした。また県、全国との比較において、小学生は上回っていますが、中学生は、下回る年度がありました。



<調査対象者> 小学生 14,205 人 中学生 3,760 人 全小中学校・全学年における任意の1学級
<調査対象期間> 4月～8月
<出典> 子どもの読書活動に関する調査

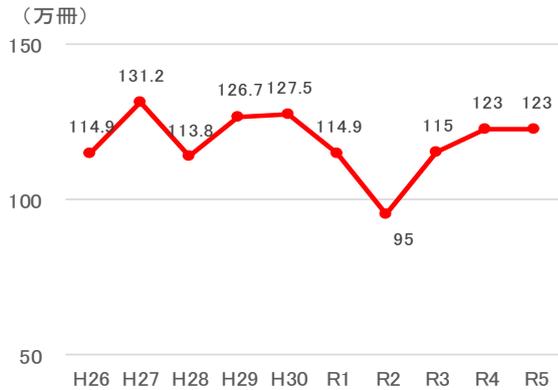
	基準値(R1)	現状(R5)	目標(R6)
小学生	98.2%	98.0%	99.0%
中学生	80.5%	83.6%	85.0%

(参考) 1 か月間に1冊以上の本を読む子どもの割合 県、全国との比較 (電子書籍含まず)



② 成果指標 市立図書館等における児童書の貸出冊数

成果指標の「市立図書館等における児童書の貸出冊数」についても、令和元年以降、新型コロナウイルス感染症により図書館を休館した影響もあり貸出冊数が減少しました。現在、回復傾向にありますが、以前の水準に達していません。

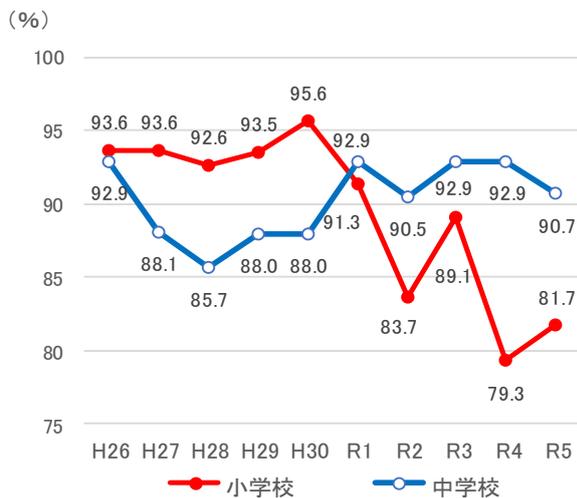


<調査対象施設> 合計 22 ヶ所 (図書館 5 館、公民館 15 館、その他 2 施設)
<出典> 図書館事業統計

基準値(H30)	現状(R5)	目標(R6)
128 万冊	123 万冊	130 万冊

③ 参考指標 学校・学年・学級単位で一斉読書活動（朝の読書活動等）を実施している学校の割合

参考指標の「学校・学年・学級単位で一斉読書活動（朝の読書活動等）を実施している学校の割合」については、小学校において基準値（R1）91.3%から令和5年度81.7%と9.6ポイント減少しました。これは、学校における働き方改革の一環として授業開始を早めるなどして、これまで行っていた朝読や読み聞かせ等の時間の確保がしにくくなったことが可能性として考えられます。



<調査対象者> 全小中学校
<調査結果> 小学校 75/92 校 中学校 38/43 校
<出典> 学校図書館の現状に関する調査

	基準値(R1)	現状(R5)	目標(R6)
小学生	91.3%	81.7%	92.0%
中学生	92.9%	90.7%	95.0%

④ 参考指標 学校図書館図書標準の達成学校割合

参考指標の「学校図書館図書標準の達成学校割合」について、本市ではこれまで、学校図書館図書標準を達成している学校のみ、蔵書率が100%を下回らない範囲で図書を廃棄できることとしていましたが、令和5年度に策定した熊本市立小・中学校図書館資料廃棄基準をもとに大規模な廃棄を実施したため、学校図書館図書標準を達成している学校の割合は大きく減少しました。

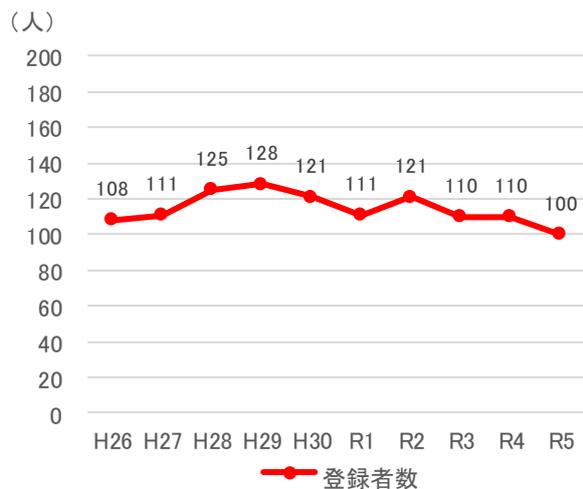


<調査対象者> 全小中学校
<調査結果> 達成校 小学校 28/92校 中学校 1/42校 市全体蔵書 125/標準 143万冊 87.4%
<出典> 指導課による調査

	基準(H30)	現状(R5)	目標(R5)
小学校	82.6%	30.4%	100%
中学校	78.6%	2.4%	100%

⑤ 参考指標 市立図書館のおはなしボランティア登録者数

参考指標の「市立図書館のおはなしボランティア登録者数」については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、活動を中止していたこともあり減少しました。令和5年度から活動は再開していますが、後継者の育成が課題となっています。



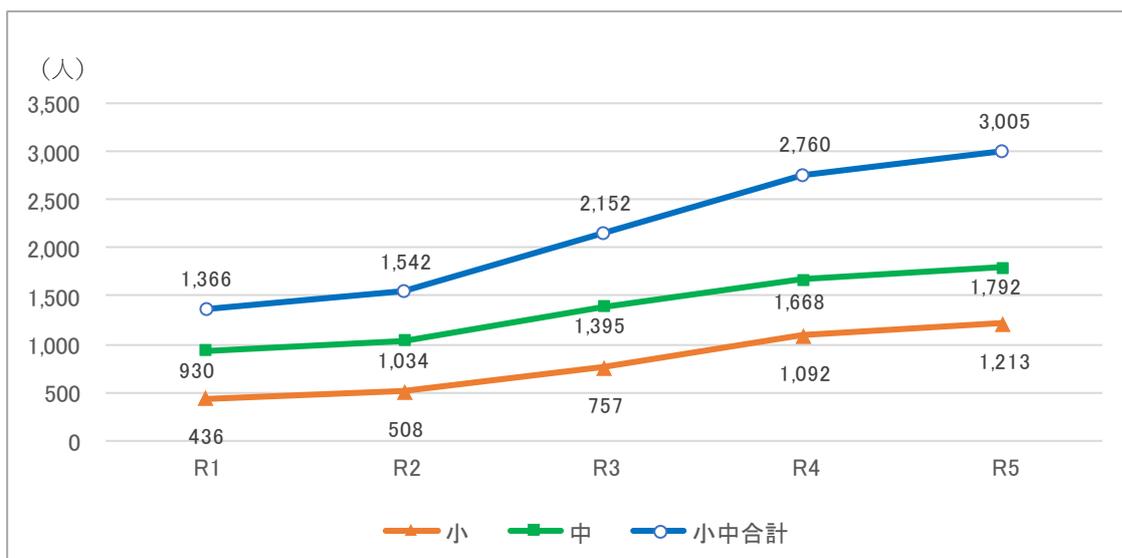
<調査対象施設> 市立図書館(本館)
<出典> 市立図書館による調査

基準(H30)	現状(R5)	目標(R5)
121人	100人	150人

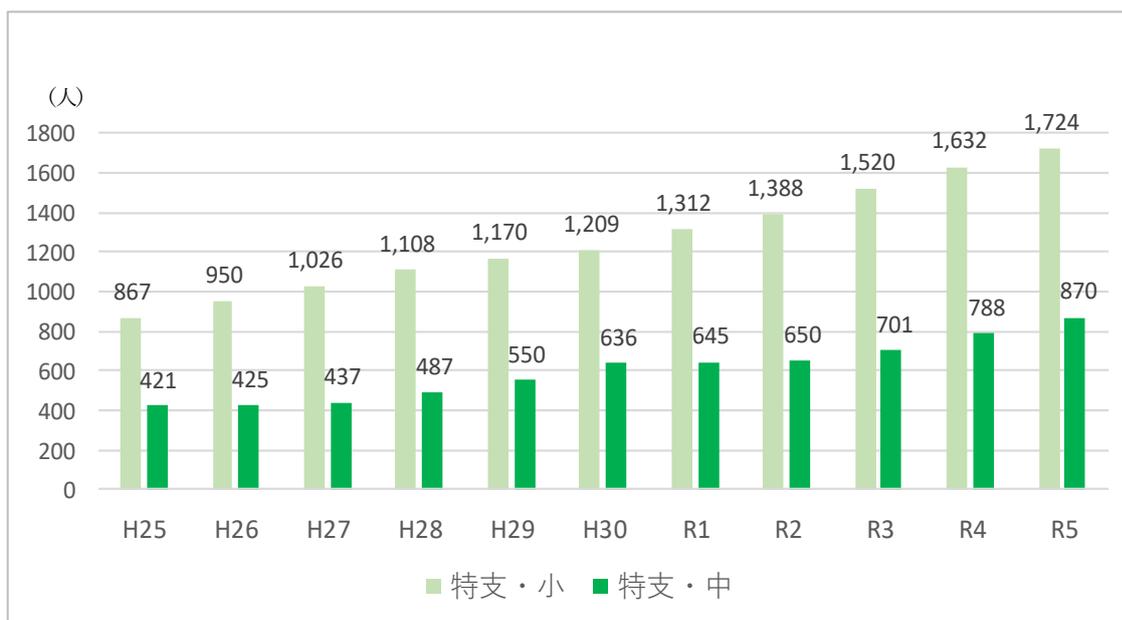
イ その他

本市の小中学校の不登校児童生徒数、特別支援学級在籍者数はいずれの校種においても増加しています。図書館は、多くの年代の利用者が訪れ、また人と人との適度な距離感を保つことができ、社会との接点となる場でもあります。不登校などの問題を抱えた子どもに対しても、地域全体の取組の中で図書館として必要な支援を行っていく必要があることから、前回の計画期間より、教育支援センター<フレンドリー>に通所する子どもたちへ読書に親しむ機会の提供や、所外体験学習として図書館を活用する事業に取り組んでいます。また、特別支援学級に在籍する児童生徒に対しても関係機関、学校等と連携しながら、ニーズに応じた読書活動の支援を行っています。

熊本市の不登校児童生徒数（「生徒指導状況報告」より）



熊本市の特別支援学級在籍者数（「教育要覧」より）



(4) 課 題

ア 子どもの発達段階に応じた取組の継続と大人への啓発の実施

学年が上がるにつれて、1 か月に1冊も本を読まない子どもの割合は、国・県同様、本市においても高くなっています。読書習慣を身に付けるために、乳児期から高校生に渡るまで、継続的な取組が必要です。子どもの発達段階に応じた効果的な取組を行うことで、子どもの読書活動を推進していきます。また、子どもが読書に前向きに取り組むためには、保護者や周囲の大人が読書を楽しむことも重要です。そのため、保護者等の大人に対しても啓発に努めていく必要があります。

イ 家庭、学校図書館、図書館等における読書機会の確保

これまで、学校での取組として朝読や読み聞かせを行ってきました。しかし、教職員の働き方改革における教育課程等の総合的な見直しもあり、これまでと同様にそれらの時間を確保しにくい状況となってきています。この状況を鑑みると、家庭、学校図書館、図書館等での取組がますます重要となってきます。

ウ 学校図書館の読書環境の整備

子どもにとって一番身近で多くの本に触れることができる学校図書館は、読書が好きな子どもを育てる上で、とても重要な役割を担っています。令和5年度に策定した廃棄基準に基づき図書廃棄を実施し、学校の蔵書状況が大きく変化しました。今後は廃棄後の蔵書状況、各学校における蔵書や購入の傾向等を把握し蔵書の利用価値を高め、学校図書館の魅力向上等を図るため、さらなる読書環境の整備に努めていく必要があります。

エ 学校、図書館、ボランティア等関係機関との連携

新型コロナウイルス感染症の影響により、おはなし会や各種の講座など中止・縮小を余儀なくされた事業もありましたが、子どもの読書活動をより一層推進していくために、関係機関がその特性を活かしながら連携し、取組を推進する必要があります。また、ボランティアの育成等、子どもの読書活動の担い手の育成も求められています。

オ 読書環境のデジタル化への対応

スマートフォンの普及や小・中学生に1人1台タブレットが配られる等、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。従来であれば、調べものをするときは、紙の本を手に取り行いましたが、現在では、タブレットで検索することが、より身近な方法となっており、授業での端末活用も進んでいます。このように子どもの読書へのアプローチも大きく変化しており、また緊急時等を含む多様な状況における図書館への継続的なアクセスを可能とするため、読書環境のデジタル化を進めていくことが重要です。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本的事項

(1) 計画の位置づけ

この計画は、「熊本市第8次総合計画」並びに「熊本市教育振興基本計画」の分野別計画に位置づけられるものです。

また、この計画の策定にあたっては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年法律第49号）や、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第五次）」、「熊本県子どもの読書活動の推進計画（第五次）」、「学校図書館図書整備等5か年計画（第六次）」等を踏まえつつ、「熊本市生涯学習推進計画」など、関連する諸計画等と調和・連携するものとします。

(2) 計画の策定経過

この計画の策定にあたっては、令和6年（2024年）6月、教育委員会事務局内にワーキンググループを設置して検討を行うとともに、各課と協議を重ねてきました。

また、令和6年（2024年）9月に学校へのアンケート調査を実施し、子どもの読書活動の現状の把握に努めるとともに、市立図書館協議会での意見を踏まえ、素案を作成し、教育委員会会議に報告しました。

(3) 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

(4) 計画の対象

この計画の対象は、0歳からおおむね18歳までとします。

2 基本理念

子どもたちは、読書を通して、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにします。さらに、その活動の過程において、多くの知識を得たり、多様な文化を理解したりします。子どもの心がかがやかせ、豊かにする読書活動は、子どもの健やかな成長に資する上でも欠かすことのできないものです。

一方、社会が急激に変化していく中、子どもたちが、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるためには、読書活動を通じて生涯にわたって絶えず主体的に学ぼうとする習慣を身につけていくことは、とても重要なことです。

そのため、子どもの興味・関心を尊重しながら、子どもが自ら読書習慣を身に付けていけるよう、家庭、地域、学校を中心として社会全体で支援することが大切です。

そこで、本市では、『**本との出会いが育む 心のかがやき**』を基本理念に掲げ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において主体的に読書に親しむことができるよう、身近な読書環境を整備します。さらに、関係機関、団体、事業者等が緊密に連携・協力する中で、読書を通して地域の人や社会に親しみや関心を持ち、地域とつながる子どもを育てます。そして、主体的に本から学び考えることで、豊かな感性や創造力、表現力や語彙力等を培い、なりたい自分を目指して心がかがやかせる子どもを育てます。

3 基本方針

子どもたち自身が多くの本に出会い、読書のおもしろさ、すばらしさを発見できるような環境を作るために、次の4つを基本方針に掲げ、子どもの読書活動を推進します。

基本方針1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

家庭をはじめ、地域や学校などにおいて、様々な機会を捉え、読み聞かせや読書の時間など、継続的な読書活動の場を作ることにより、子どもたちが自然に読書に親しむきっかけづくりと読書習慣の基礎づくりを進めます。また、小中高と学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向を踏まえ、読書習慣を維持する取組を行います。

基本方針2 学校図書館と市立図書館等の機能充実

子どもたちにとって身近な読書活動の拠点となる学校図書館と市立図書館等の資料の充実を進め、連携を維持するとともに、子どもたちに快適な読書スペースを提供することにより、子どもたちの豊かな読書環境を確保します。

基本方針3 市民協働による子どもの読書活動の推進

ボランティアの育成や団体の活動を支援するとともに、地域での新たな活動機会等の提供に取り組み、市民協働による子どもの読書活動を推進します。

基本方針4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

「子ども読書の日」や「読書週間」を中心とした読書推進事業や、子どもたちへの様々な機会を捉えた啓発活動の充実などを通じて、子どもから大人まで幅広い市民に対し読書活動への理解と協力を促します。

4 子どもの読書活動推進体制

(1) 熊本市子ども読書活動推進会議の設置

本計画を効果的に推進するために、関係各課からなる「熊本市子ども読書活動推進会議」を設置し、事業の進捗状況を把握しながら、子どもの読書活動推進事業の継続的な進行管理を行います。

(2) 熊本県立図書館や近隣市町等との連携・協力

熊本県立図書館や熊本県点字図書館の協力等も得ながら、近隣市町村や学校図書館協議会など関係する諸団体と連携し、情報交換を図りながら子どもの読書活動の推進に努めます。

5 第五次計画【令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）】の成果指標

第五次計画の施策を展開するにあたって、進捗状況や効果を把握するために、成果指標を以下の通り設定します。

（1）「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合

第四次計画に引き続き、子どもが読書に対して前向きな考え方をもち、主体的な読書活動が進むよう、「本を読むのが好き」と答えた子どもの割合を指標とします。

	基準値 (R5)		目標値 (R11)
小学生	87.0%	▶	90.0%
中学生	74.2%		80.0%

（2）1か月間に1冊以上の本を読んだ子どもの割合 ※電子書籍も含む

全国、県との比較が可能となるよう本市においても1か月間に1冊以上の本を読んだ子どもの割合を指標とします。

	基準値 (R5)		目標値 (R11)
小学生	98.0%	▶	99.0%
中学生	83.6%		85.0%

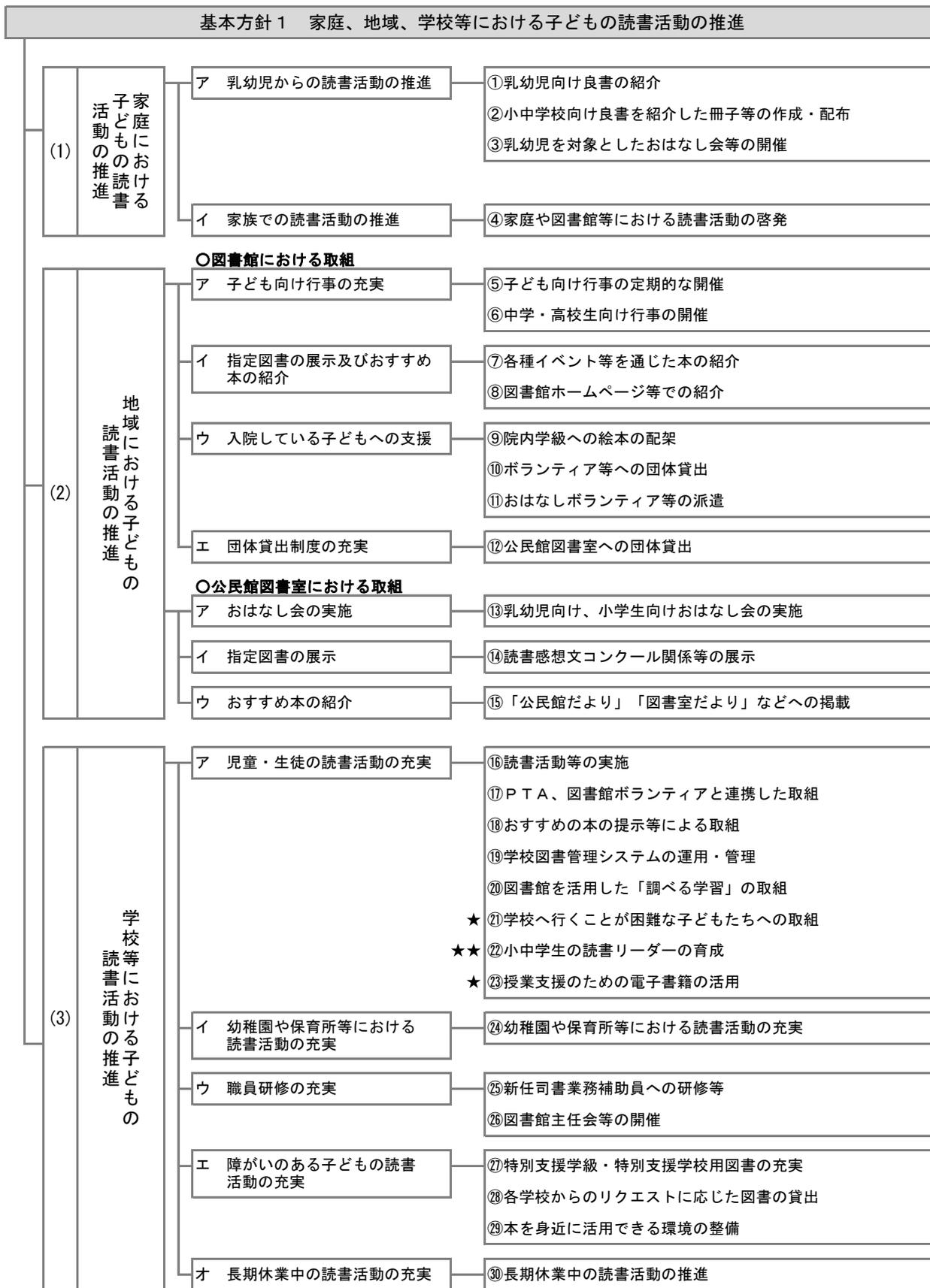
（3）市立図書館等における児童書の貸出冊数

読書活動が全体の数量としてどのように増大したのかを確認するため、図書館・公民館図書室等における児童書の貸出冊数を指標とします。

基準値 (R5)		目標値 (R10)
123万冊	▶	130万冊

第3章 子どもの読書活動推進のための取組【計画の体系図】

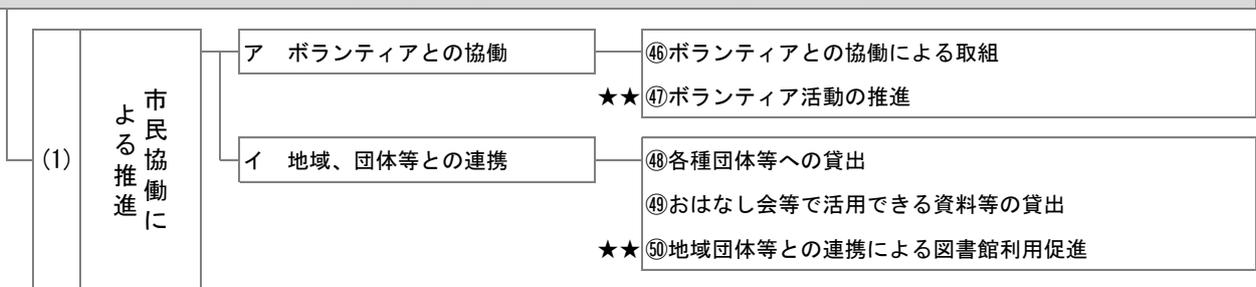
★★…新規 ★…拡充



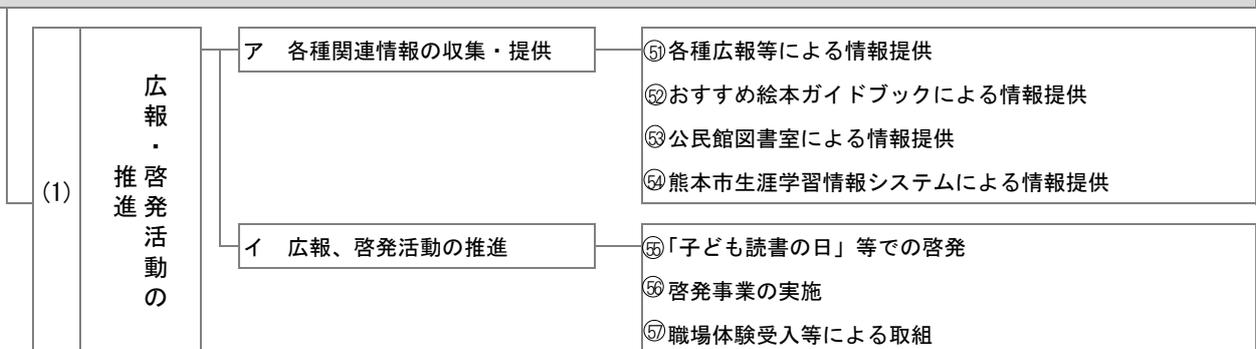
基本方針2 学校図書館と市立図書館等の機能充実



基本方針3 市民協働による子どもの読書活動の推進



基本方針4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進



1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

家庭は、生活の場の基本であり、子どもが日常生活を過ごすなかで自然に本に親しむことができる環境をつくることが重要です。

保護者が子どもの成長にあわせて読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするためのきっかけとなるよう、子ども向け良書の紹介や家族での読書習慣づくりのための家読（うちどく）の推進に取り組んでいきます。

ア 乳幼児期からの読書活動の推進

番号	取組名	取組内容	所管課
①	乳幼児向け良書の紹介	乳幼児向けの良書を紹介した冊子「このほんよんで」を赤ちゃんのいる家庭へ届けるなど、絵本を通じて親子が触れ合う大切さを伝える。また、「このほんよんで」に掲載している本を子育て支援センター等へ配置する。	図書館
②	小中学校向け良書を紹介した冊子等の作成・配布	小学校低学年向けに良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」、また、小学校中・高学年及び中学生向けに良書を紹介したリーフレットを作成し、市内の小学生及び中学生に配布する。	図書館
③	乳幼児を対象としたおはなし会等の開催	おはなしボランティアと協働して、乳幼児を対象としたおはなし会等を開催する。	図書館

イ 家族での読書活動の推進

番号	取組名	取組内容	所管課
④	家庭や図書館等における読書活動の啓発	<p>家族で図書館等に出かけることや、ともに読書することなど、家族で一緒に読書を楽しむ習慣をつくることを呼びかけ、また家族での読書活動を推進する。</p> <p>赤ちゃんとパパ・ママのための絵本教室を開催し、家庭で読書を楽しむ機会づくりに努める。</p>	生涯学習課 図書館

(2) 地域における子どもの読書活動の推進 -市立図書館を核とした取組-

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの身近なところで本と親しむことができる環境をつくることが重要です。

このため、地域における多様な子どもの読書活動の推進の中核を担う図書館や公民館図書室において、子どもが本と出会い親しむことができ、気軽に相談できる場所となるよう環境を整備するとともに、中学生・高校生等を引き付ける多様な行事を開催するなど、読書活動の普及・啓発に努めます。

○図書館における取組

ア 子ども向け行事の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
⑤	子ども向け行事の定期的な開催	子どもの発達段階に応じたおはなし会、紙芝居、人形劇など、多様な子ども向け行事を定期的に行う。	図書館
⑥	中学・高校生向け行事の開催	中学生・高校生等の関心を引くような講演会やビブリオバトル等の多様な行事を開催する。各学校においても実践できるよう、情報提供を行う。	図書館

イ 指定図書の展示及びおすすめ本の紹介

番号	取組名	取組内容	所管課
⑦	各種イベント等を通じた本の紹介	読書感想文コンクール関係の指定図書、季節や各種イベント等に応じたおすすめの本などを展示し、児童・生徒の利用を促す。	図書館
⑧	図書館ホームページ等での紹介	図書館ホームページや「図書館だより」に新刊本・おすすめ本を掲載し、児童・生徒の利用を促す。	図書館

ウ 入院している子どもへの支援

番号	取組名	取組内容	所管課
⑨	院内学級への絵本の配架	小児科病床等を有する病院へ、「このほんよんで」に掲載されている絵本を配架する。	図書館
⑩	ボランティア等への団体貸出	病院で活動されるボランティア等への絵本・児童書の団体貸出を行う。	図書館
⑪	おはなしボランティア等の派遣	病院からの依頼により、おはなしボランティア等を病院へ派遣する。	図書館

エ 団体貸出制度の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
⑫	公民館図書室への団体貸出	公民館図書室へ団体貸出を行い、子どもたちへより多くの本を提供する。 (貸出冊数：300冊以内、期間：3か月以内)	図書館

○公民館図書室における取組

ア おはなし会の実施

番号	取組名	取組内容	所管課
⑬	乳幼児向け、小学生向けおはなし会の実施	定期的に乳幼児向け、小学生向けなどのおはなし会を実施する。	公民館図書室

イ 指定図書の展示

番号	取組名	取組内容	所管課
⑭	読書感想文コンクール関係等の展示	読書感想文コンクール関係の指定図書や自由研究に役立つ本などを展示し、夏休みにおける児童・生徒の利用を促す。	公民館図書室

ウ おすすめ本の紹介

番号	取組名	取組内容	所管課
⑮	「公民館だより」「図書室だより」などへの掲載	「公民館だより」「図書室だより」などに新刊本・おすすめ本を掲載し、児童・生徒の利用を促す。	公民館図書室

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

学校、幼稚園や保育所等は、子どもの主体的、意欲的な読書習慣を培う場として、重要な役割を担っています。

このような場において、計画的、継続的に子どもの読書活動が推進されることは、子どもの読書に対する意欲の向上や読書習慣の確立、さらには言語能力の向上のためにとっても大切なことです。

そのため、学校においては、司書教諭や学校図書館司書業務補助員等が中心となり、学校全体での読書活動の計画的な実施や、各教科等の授業における図書館及び電子図書館の積極的な活用を進めるとともに、地域や家庭の協力を得ながら、子どもが学校でも家庭でも読書の時間を楽しみ、本にふれる機会を増やす取組を進めます。

また、すべての子どもたちが、読書に親しめるようニーズに応じた図書資料の整備と読書習慣を形成するための支援を行っていきます。

ア 児童・生徒の読書活動の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
⑯	読書活動等の実施	読書の日常化を目指し、学校・学年一斉や学級での読書活動、また、調べ学習の推進、電子書籍の活用、学級文庫等、児童・生徒が本に触れる機会を増やす活動を広げる。	指導課
⑰	P T A、図書館ボランティアと連携した取組	学校職員のみならず、P T Aとの連携や、学校支援ボランティアの参加を呼びかけながら、家庭での読書時間の確保や読み聞かせ等の活動を広げ、児童、生徒の本に対する興味、関心を高める。	指導課
⑱	おすすめの本の提示等による取組	読書内容の質の向上のためにおすすめの本（推薦図書等）の提示等、児童・生徒の選書の支援に取り組む。	指導課
⑲	学校図書管理システムの運用・管理	学校図書管理システムによる学校図書館の蔵書管理や貸出管理を実施し、司書業務の効率化、読書状況の定量的把握及び図書物流システムの円滑な運営を行うことで、読書活動や授業支援の推進を図る。	指導課 図書館
⑳	図書館を活用した「調べる学習」の取組	「図書館を使った調べる学習コンクール」などの実施を通じて、児童生徒の主体的な学びを促進し、情報活用・収集能力や体系的思考力を身に付けるため、学校図書館、市立図書館等を活用した「調べる学習」に積極的に取り組む。	指導課
㉑	学校へ行くことが困難な子どもたちへの取組 ＜拡充＞	教育支援センター＜フレンドリー＞に通所する子どもたちが、読書に親しむ機会の提供や、所外体験学習として図書館を活用する事業に取り組む。今後は生涯学習施設等への新たな活動場所も検討していく。	総合支援課 図書館

番号	取組名	取組内容	所管課
㉒	小中学生の読書リーダーの育成 <新規>	子どもたちの意見を取り入れ、子どもたちが図書館運営に主体的に関わることができるよう、各学校の図書委員会の活動を活性化させる取組を推進する。読書の楽しさや大切さを自ら発信することができる子どもたちの育成を図る。	図書館
㉓	授業支援のための電子書籍の活用 <拡充>	各小中学校のタブレット端末を用いた調べ学習等の取組事例を紹介するなどして、電子書籍を活用した授業支援を行う。	図書館

イ 幼稚園や保育所等における読書活動の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
㉔	幼稚園や保育所等における読書活動の充実	保護者やボランティアの協力も得ながら、読み聞かせ活動等を充実し、子どもたちの読書への関心を高め、想像力豊かに本を楽しむ素地を育む実践を進める。 また、幼稚園や保育所等における中学生・高校生の読み聞かせ活動の推奨、支援を行う。	保育幼稚園課 指導課

ウ 職員研修の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
㉕	新任司書業務補助員への研修等	新任の学校図書館司書業務補助員に対して、図書の管理に関するパソコンの操作及び実務研修を実施する。また、司書が学校図書館を訪問し、選書や蔵書についての助言を行う。	図書館
㉖	図書館主任会等の開催	学校全体での図書館教育充実のために、教職員と学校図書館司書業務補助員の連携が図れるように、図書館主任会、学校図書館司書業務補助員連絡会等を実施する。	指導課

エ 障がいのある子どもの読書活動の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
㉗	特別支援学級・特別支援学校用図書の充実	しかけ絵本、音が出る絵本、布絵本等の様々な支援を必要とする子どもの実態に応じた図書の充実に努める。	図書館
㉘	各学校からのリクエストに応じた図書の貸出	各学校からのリクエストに応じ、特別支援関係の上記㉗にあるような本のセットを支援の必要な子どもへ貸し出す。	図書館

番号	取組名	取組内容	所管課
⑳	本を身近に活用できる環境の整備	障がいのある子どもの身近に本があるようにするとともに、読書の時間を確保したり、読み聞かせ等の活動を実施したりするなど、読書への関心を高める。	総合支援課

オ 長期休業中の読書活動の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
㉑	長期休業中の読書活動の推進	子どもたちの読書の機会を拡充するために、長期休業中の学校図書館や市立図書館等の利活用、電子図書の利用を推進する。	図書館

2 学校図書館と市立図書館等の機能充実

(1) 学校図書館の機能充実

学校図書館は、子どもたちにとって身近な読書活動の拠点として、主体的な読書活動や読書習慣を形成する上で、とても重要な役割を担っています。

そのために、学校図書館の資料の充実を図るとともに、学校図書館支援センターによる各種情報の提供や快適な読書スペースの確保等により、学校図書館の機能充実に取り組みます。

ア 学校図書資料の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
③①	学校図書館の蔵書に関する方向性の検討と継続的な購入等	学校図書館の蔵書に関する方向性を定めるとともに、継続的な蔵書の購入と更新を行う。	学務支援課
③②	各学校からのリクエストに応じた図書の貸出 <拡充>	各学校が授業等で必要とする図書のリクエストに応じ、市立図書館や他校にある図書を貸し出す。特に調べ学習に必要とされる本の充実に努め、「調べ学習セット」については、内容把握のためのリーフレットを新たに作成し、授業等での活用促進を図る。	図書館
③③	市立図書館が管理する物語図書のセット貸出 <拡充>	物語図書のセット（1セット120冊）を5ブロックごとに4週間に1度巡回させる方式で各学校図書館に貸し出す。また物語定期使用の物語図書のセットの入れ替えを段階的に実施する。	図書館
③④	小中学生向けの良書のセット貸出	小中学生向けの良書を紹介した冊子「としょかんへおいでよ」やリーフレットの掲載図書を「おすすめ図書」として希望する学校へ貸し出す。セット内容は順次更新する。	図書館

イ 図書情報の共有化

番号	取組名	取組内容	所管課
③⑤	ホームページ等による情報共有	各学校の実践事例や「図書館だより」等、取組状況の情報の共有化を図っていく。また、「子ども読書活動推進ホームページ」で図書館運営に関する役立つ情報を発信する。	図書館
③⑥	学校図書館へ各種情報等の提供	学校図書館支援センターから学校図書館に関する各種情報等の提供を行う「本の散歩」を発行する。	図書館

ウ 快適な読書スペースの確保

番号	取組名	取組内容	所管課
③7	配架、レイアウト等の助言	新規採用や中途採用の司書業務補助員の学校を中心として、学校図書館への訪問等で、配架、レイアウト等の助言を行う。	図書館

(2) 市立図書館等の機能充実

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが読書活動を楽しむ図書館等があり、そこに読みたい本や知りたい情報が整備されていることが重要です。

そのため、多様な子どもたちが本と出会い楽しむことが出来るよう図書資料の充実を図るとともに、子どもたちの読書スペースの充実に努めます。

またデジタル社会に対応した読書環境の整備を進めるため、ICTを活用したサービスの提供、さらには、他の図書館との連携による利用促進など市立図書館等の機能充実に取り組みます。

ア 資料の充実

番号	取組名	取組内容	所管課
③8	児童書等の収集の充実 <拡充>	住民の要望や地域の実情等に留意し、十分な数の児童・青少年用図書及び乳幼児向け図書を収集して、充実した図書サービスの提供に努める。また、図書館・図書室に設置している「ヤング・アダルト(※1)コーナー」を充実し、中・高生のニーズを捉えた魅力ある図書の収集とおすすめの図書に関する情報提供や図書の展示、貸出を行う。さらには、在住外国人の増加により日本語を母語としない子ども、日本語指導を必要とする子ども等の多様なニーズに応じた図書の収集と提供を行う。	図書館

イ 子どものための読書スペースの充実

番号	取組名	取組内容	所管課
③9	子どものための読書スペースを充実させる取組	<p>児童室において、親子が一緒に気兼ねなく過ごすことのできる空間の提供。</p> <p>子どもたちの興味や関心を引く図書の展示や紹介。</p> <p>子ども専用のカウンターでの、読書相談、夏休みの自由研究、調べる学習等のレファレンス(※2)の実施。</p> <p>中高生の学びの場としての学習室の提供。</p>	図書館

ウ ICTを活用したサービスの提供

番号	取組名	取組内容	所管課
④①	ホームページの機能向上	子どもたちが読みたい本を見つけやすいようにホームページの機能向上に取り組む。	図書館
④①	電子書籍コンテンツの充実 ＜拡充＞	学校、児童・生徒のニーズを把握し、一斉読書や授業等で活用できるよう同時接続（利用者数）に制限がないマルチライセンス（読み放題パック）や、貸出回数に制限のないコンテンツの充実を図る。	図書館
④②	図書館管理システム更新による利用促進 ＜新規＞	オンライン利用登録の推進 来館することなく、利用者登録を行えるようにすることで、利用者の利便性、満足度向上を図る。	図書館
		スマートフォンアプリやマイナンバーカードの連携 「くまもとアプリ」と連携し、マイナンバーカードで図書の貸出が出来るようにすることで、利便性向上を図る。	
		スマート利用券（仮称）の機能追加 スマートフォンにバーコードを表示し、図書館カードの代わりに利用できるようにする。	

エ 熊本県立図書館等との連携によるサービス向上

番号	取組名	取組内容	所管課
④③	貸出・返却窓口の相互利用	県立図書館の資料を市立図書館等の窓口から貸出・返却 （県立図書館の利用登録者が、インターネットを利用して県立図書館へ資料貸出を申込みと、市立図書館等（22 施設）の窓口で受取ることができる。返却する場合も、全ての市立図書館等及び返却ポストを使用することができる。）	図書館
④④	連携中枢都市圏構想に係る図書館サービスの相互利用	＜熊本市＞ 図書館、公民館図書室等に来館した圏域市町村の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。	図書館
		＜圏域市町村＞ 図書館等を設置している市町村は、当該図書館に来館した熊本市の住民に対し、図書館資料の貸出等のサービスを実施する。	

オ 小・中学校への移動図書館巡回

番号	取組名	取組内容	所管課
④⑤	小・中学校への移動図書館巡回 <新規>	城南地区において図書館が遠く、一人で来館出来ない子どもや、図書館へ行く機会が少ない子どもたちの為に、学校へ出向いて貸出を行う。	図書館

(※1) ヤング・アダルト

主に中学生・高校生をはじめとする10代の若者をさす。

(※2) レファレンス

図書館利用者が、身近な疑問や知りたい情報などが分かる資料を探すお手伝いをするサービス。

3 市民協働による子どもの読書活動の推進

(1) 市民協働による推進

子どもの読書活動の推進においては、ボランティア等との協働により、地域ぐるみで進めることが重要です。

このため、ボランティアの育成や団体の活動を支援するとともに、地域での新たな活動機会等の提供に取り組み、市民協働による子どもの読書活動を推進します。

ア ボランティアとの協働

番号	取組名	取組内容	所管課
④⑥	ボランティアとの協働による取組	各種養成講座を開催し、新たなよみきかせボランティアを養成する。	図書館
		ボランティアの資質や能力の向上を目的として、講座、勉強会、研修会を開催する。	
		ボランティアと協働して、図書の修理や配架等を行う。	
		ボランティアと協働して、「おはなし会」「紙芝居」等の読書活動啓発行事を開催する。	
		ボランティアの主体的な活動や情報の共有ができる体制の整備を行う。	
		地域で開催されるおはなし会等へボランティアを紹介する等、地域での新たな活動機会や場所の提供を図る。	
④⑦	ボランティア活動の推進 <新規>	「くまもとアプリ」を活用し、学生が館内での配架やイベント等でのボランティア活動の促進に取り組む。	図書館

イ 地域、団体等との連携

番号	取組名	取組内容	所管課
④⑧	各種団体等への貸出	地域文庫や家庭文庫等へ絵本や児童書の貸出を行い、子どもたちが本に触れ合う機会を提供する。	図書館
④⑨	おはなし会等で活用できる資料等の貸出	地域で活動する団体やボランティアへ読み聞かせやおはなし会等に使用する布絵本、エプロンシアター、大型絵本・紙芝居等の資料の貸出しを行う。	図書館
⑤⑩	地域団体等との連携による図書館利用促進 <新規>	公民館や家庭教育学級、PTAなど、子どもとの関わりを持つ団体と連携を図り、様々な企画を協働することで本や読書に興味を持ってもらい、図書館の利用促進へと繋ぐ。	図書館

4 子どもの読書活動の広報・啓発活動の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

家庭・地域・学校等における子どもの読書活動を推進するためには、読書活動の楽しさや必要性、重要性などについて、理解を広めることが重要です。

子どもたちをはじめ、地域社会全体で読書活動への取組の機運が高まり、地域ぐるみで子どもの読書活動を推進するために、効果的な啓発・広報活動を展開します。

ア 各種関連情報の収集・提供

番号	取組名	取組内容	所管課
㊦	各種広報等による情報提供	「図書館だより」「図書館ホームページ」「市政だより」のほか、家庭向け教育情報誌「ウイズ・ユー」や子育て関連の情報誌等により、子どもに関する行事・イベント等の情報提供を行う。	図書館
㊧	おすすめ絵本ガイドブックによる情報提供	「このほんよんで」の冊子におすすめ絵本設置施設を掲載し、幼児がいる家庭への冊子の配布により設置場所の情報を提供する。	図書館
㊨	公民館図書室による情報提供	「公民館だより」「公民館図書室だより」等により、子どもに関する行事・イベント等の情報提供を行う。	公民館図書室
㊩	熊本市生涯学習情報システムによる情報提供	熊本市生涯学習情報システムを活用して子どもに関する行事・イベントや地域で活動する団体等の情報提供を行う。	生涯学習課

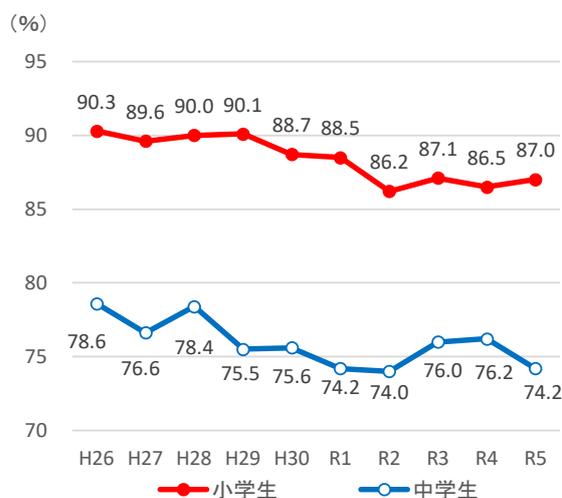
イ 広報、啓発活動の推進

番号	取組名	取組内容	所管課
㊪	「子ども読書の日」等での啓発	「子ども読書の日」（4月23日）、「こどもの読書週間」（4月下旬から5月中旬にかけて約3週間）に、子どもを対象にした多様な行事の開催。	図書館
㊫	啓発事業の実施	秋の読書週間に合わせた図書館秋まつり等の啓発事業を実施。	図書館
㊬	職場体験受入等による取組	学校等が行う職場体験、社会施設見学などを積極的に受け入れ、図書館の利用や読書への関心を高める。閉架書庫やバックヤードの見学を実施するなどして図書館に興味を持ってもらう取組を実施。	図書館

指標一覧

<成果指標>

① 本を読むのが好きと答えた子どもの割合 ※電子書籍も含む



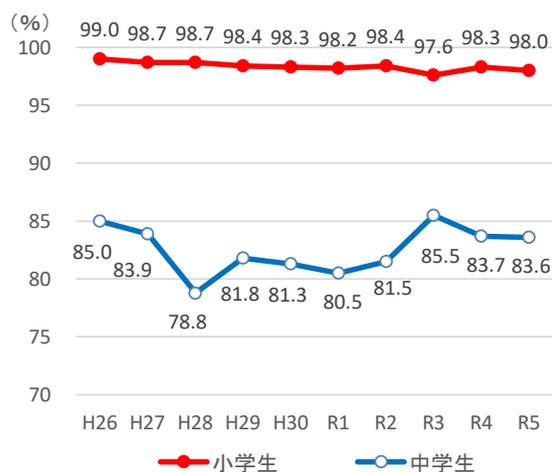
<調査対象者>
全小中学校・全学年における任意の1学級
(R5:小学生14,205人 中学生3,760人)

<調査時期>
8月～9月

<出典>
子どもの読書活動に関する調査

	基準(R1)	現状(R5)	目標(R6)
小学生	88.5%	87.0%	90.0%
中学生	74.2	74.2%	80.0%

② 1か月に1冊以上の本を読む子どもの割合(再掲) ※電子書籍も含む



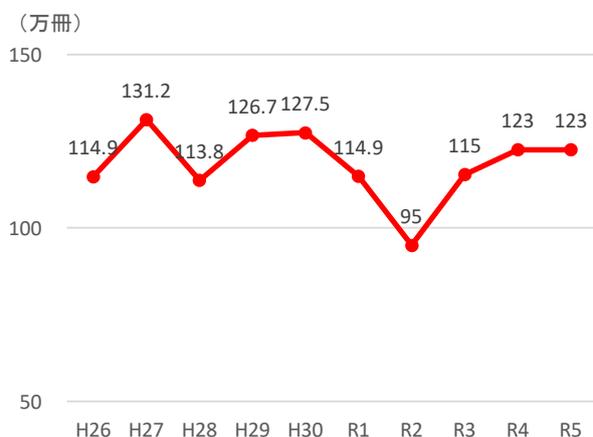
<調査対象者>
全小中学校・全学年における任意の1学級
(R5:小学生14,205人 中学生3,760人)

<調査対象期間>
4月～8月

<出典>
子どもの読書活動に関する調査

	基準(R1)	現状(R5)	目標(R6)
小学生	98.2	98.0%	99.0%
中学生	80.5	83.6%	85.0%

③ 市立図書館等における児童書の貸出冊数(再掲)



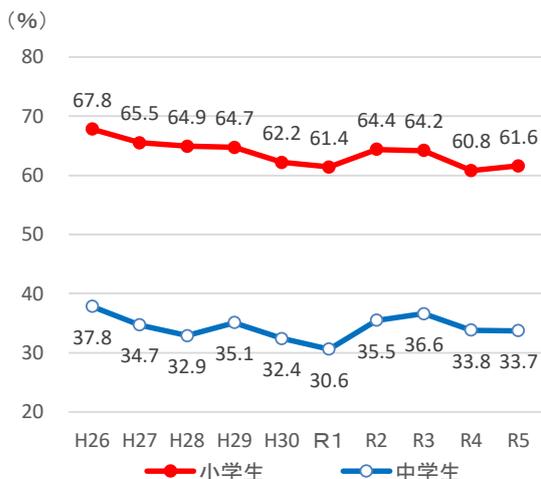
<調査対象施設>
合計22ヶ所
(図書館5館、公民館15館、その他2施設)

<出典>
図書館事業統計

基準(H30)	現状(R5)	目標(R6)
128万冊	123万冊	130万冊

<参考指標>

① 下校後や休みの日に読書をする子どもの割合 ※電子書籍も含む

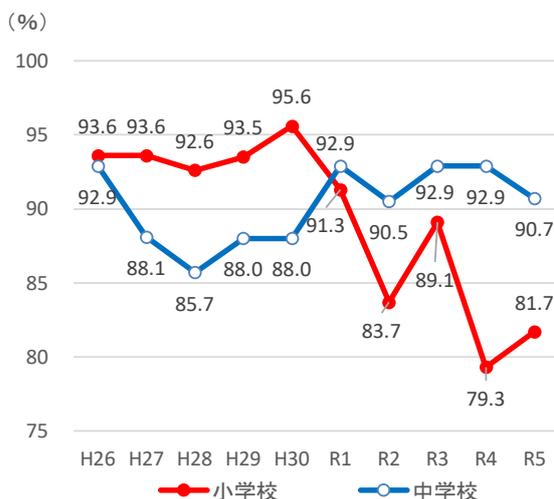


<調査対象者>
全小中学校・全学年における任意の1学級
(R5:小学生14,205人 中学生3,760人)

<調査対象期間>
4月～8月

<出典>
子どもの読書活動に関する調査

② 学校、学年・学級単位で一斉読書活動を実施している学校の割合(再掲)

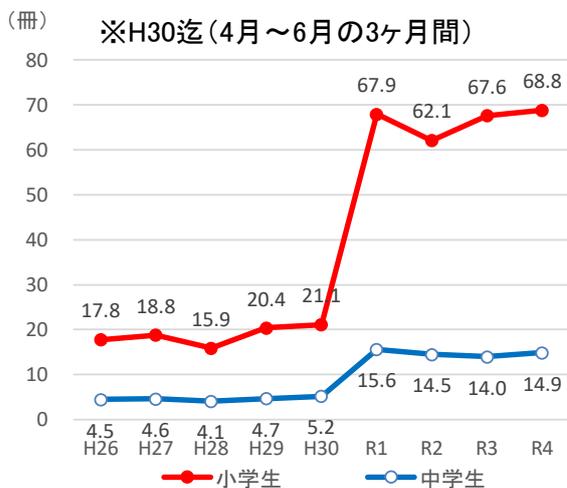


<調査対象者>
全小中学校

<調査結果>
小学校75/92校 中学校38/43校

<出典>
学校図書館の現状に関する調査

③ 学校図書館における児童・生徒1人当たりの年間貸出冊数

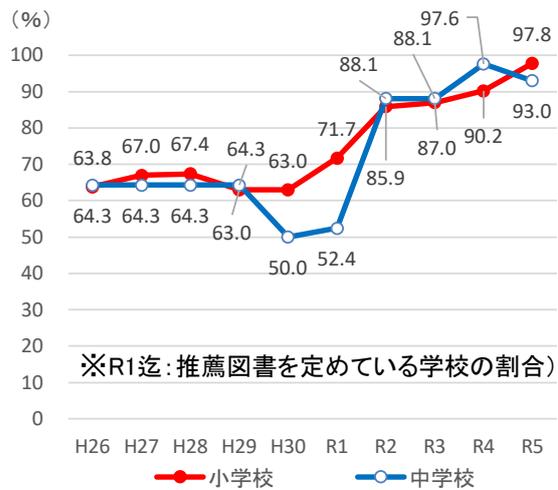


<調査対象者>
全小中学生
(R4:小学生40,217人 中学生19,515人)

<調査内容>1年間の1人当たり貸出冊数

<出典>
学校図書館の現状に関する調査

④ おすすめの本(推薦図書を含む)の紹介を実施している学校の割合

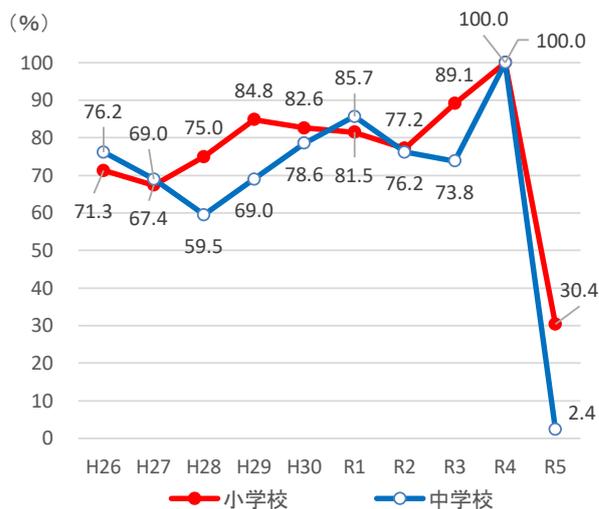


<調査対象者>
全小中学校

<調査結果>
小学校90/92校 中学校40/43校

<出典>
学校図書館の現状に関する調査

⑤ 学校図書館図書標準(蔵書の最低基準冊数)を達成している学校の割合(再掲)

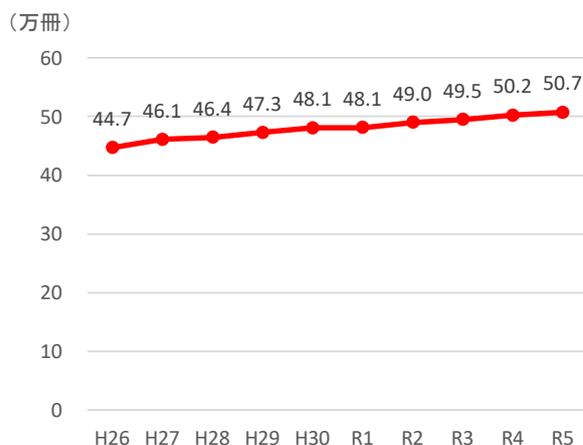


<調査対象者>
全小中学校

<調査結果>
達成校 小学校28/92校 中学校1/42校
市全体蔵書125/標準143万冊 87.4%

<出典>
指導課による調査

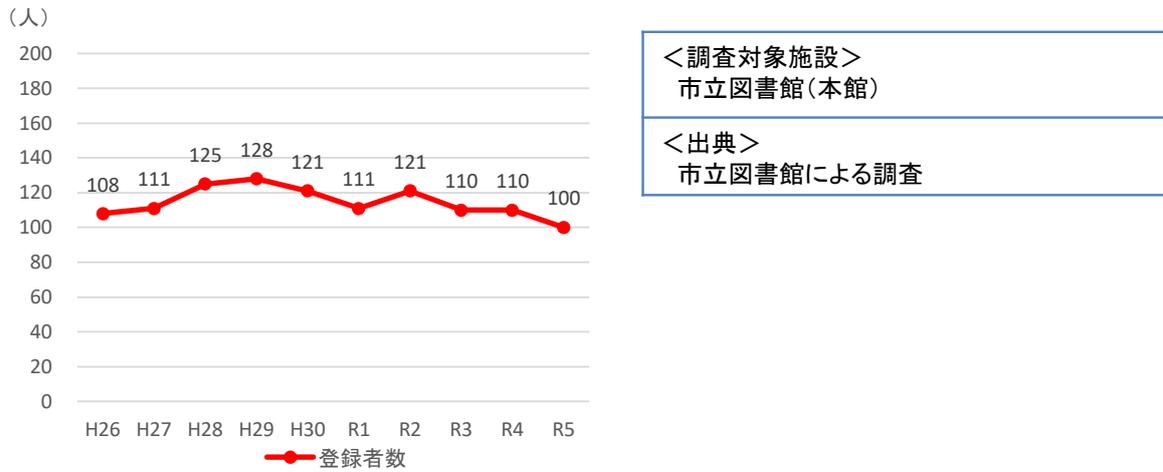
⑥ 市立図書館等における児童書の蔵書冊数



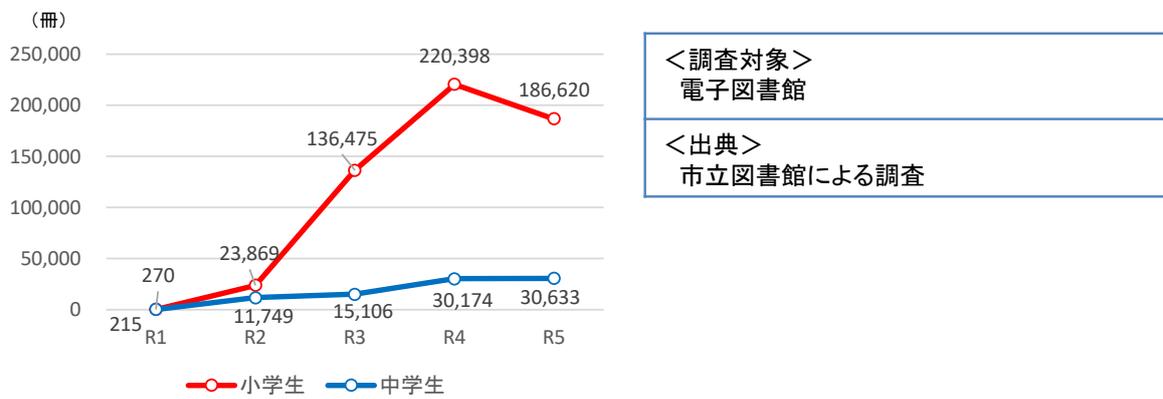
<調査対象施設>
合計22ヶ所
(図書館5館、公民館15館、その他2施設)

<出典>
図書館事業統計

⑦ 市立図書館のおはなしボランティア登録者数(再掲)



⑧ 電子書籍の年間貸出冊数



資料

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

（都道府県子ども読書活動推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。
（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○熊本市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置の趣旨)

第1条 熊本市子ども読書活動推進計画を効果的に推進するため、熊本市子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(検討及び協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 熊本市子ども読書活動推進計画の進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、推進会議が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議の委員は、別表のとおりとする。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 座長は、会議に必要があると認められるときは、関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 推進会議の事務局を熊本市立図書館に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

座長	教育総務部長
委員	教育政策課長
	指導課長
	学務支援課長
	総合支援課長
	教育センター所長
	市立図書館長
	生涯学習課長
	保育幼稚園課長